

として診療所及び薬局は2時間、病院は3時間とする。
なお、指導時間とは、届出事項及びレセプト等に基づく関係書類等の確認に要する時間を意味し、取りまとめ及び指導結果の口頭説明に要する時間は含まない。

⑤ 情報提供等に基づく指導については、情報提供内容に特化した指導を行うことなく、当該情報提供に関する事項はもとより保険診療及び診療報酬請求全般について行う。

(帯同者)

① 帯同者については、被指導者から書面をもって委任を受けた弁護士以外は認めない。

② 弁護士の帯同に当たっては、被指導者から委任を受けていることを確認できる書面の提出を求め、提出がない場合は帯同を認めない。

③ 保険医療機関等及び弁護士に対して、弁護士は直接の答弁をなし得ないこと、及び不穏当な発言により指導の進行に支障を来し、行政目的を達し得ないおそれが認められた場合には退席を命ずることを事前に伝える。

④ 指導の進行に支障を来し、退席を命じたにもかかわらず退席しない場合は、保険医療機関等に対して、弁護士が退席しない場合は指導拒否とみなす旨を伝える。

(委任を受けた弁護士以外の帯同を認めない理由)

① 指導は、保険医療機関等の療養の給付に関し、保険医等、診療報酬請求事務担当者等に対して行うものであり、当事者以外の者が対応することは困難であること。

② 指導は、診療録等に基づき行うものであり、患者のプライバシー保護に万全を期する必要があること。

(録音)

① 保険医療機関等から指導時の録音の許可を求められた場合は、録音が必要な理由を確認し、保険医等自身による指導内容の確認が目的である場合は録音を認め、行政側も録音することについて保険医療機関等に伝える。

この場合、「録音内容は患者のプライバシーに関することも含まれることから、他人に聞かせる等、保険医等の守秘義務に反する目的での使用はできない」旨

保険医療機関及び保険薬局並びに保険医及び保険薬剤師に対する個別指導及び監査における弁護士の帯同がある場合の対応について(平成23年10月26日付け医療指導監査室長事務連絡)

	<p>を伝える。</p> <p>② 上記以外の理由による場合は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指導内容については、後日文書により通知すること ・ 指導は診療録等に基づき行うものであり、患者のプライバシー保護に万全を期する必要があることから、原則として録音は認めない。 	
<p>(学識経験者の立会)</p>	<p>① 立会者は、指導を実施している机等から離し、指導内容が十分聞き取れる位置に着席し、指導が行われている間は、行政側又は保険医療機関等側のいずれかに偏った位置となることのないよう配慮する。</p> <p>② 立会者に意見を述べる機会を与えなければならないが、これは行政側の要請に応じて学識経験者として意見を述べることを目的としているため、行政側からの要請がない限り発言することはできない。</p> <p>③ 立会者として不適切な行動又は発言を行い、指導の進行に支障を来す場合は、直ちに立会者に対し注意し是正を求める。注意後もなお立会者が不適切な行為を続ける場合は、指導会場から退席を求める。</p>	
<p>(5) 指導結果の説明</p>	<p>① 指導終了後、指導担当者は、指導結果の説明に当たっての事前打合せを行い、指摘事項を整理する。</p> <p>② 取りまとめ終了後、立会者及び保険医療機関等に対し、口頭で指摘事項等を説明するとともに、後日、指導結果を文書により通知することを伝える。</p>	
<p>(6) 中断の対応</p>	<p>① 依頼した資料を持参せず指導の目的が達し得ないと判断した場合、又は指導中に診療内容等に疑義が発生し、指導時間内に保険医療機関等から十分な説明が得られなかった場合等、予定した時間内に指導が終了できない場合は、立会者及び保険医療機関等に理由を説明し指導を中断する。</p> <p>② 診療内容等について更に確認が必要と判断される場合は、保険医療機関等の同意を得て、診療録その他関係書類の写しを取得する。</p> <p>③ 指導を中断した場合は、日程調整を行うとともに必要な準備を行い、速やかに指導を再開すること。</p> <p>なお、監査を実施することとした場合は、この限りではない。</p>	